

令和 2 年度広島県公立小・中・義務教育学校学級編制基準

広島県教育委員会

1 小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準

区 分		小 学 校	中 学 校
単 式 学 級	第 1 学 年	35 人	40 人
	第 2 学 年 以 上	40 人	
複 式 学 級	第 1 学 年 を 含 む 場 合	8 人	8 人
	第 1 学 年 を 含 ま ない 場 合	16 人	
特 別 支 援 学 級		8 人	8 人

備考

- 1 小学校においては、変則複式及び飛び複式学級を、中学校においては、複式学級を解消すること。
- 2 統廃合の前年度においては、複式学級の基準に二分の一を乗じて単式学級編制を行うこと。
- 3 小学校には義務教育学校の前期課程を含み、中学校には義務教育学校の後期課程を含む。

2 基準日

基準日は令和 2 年 5 月 1 日とする。
ただし、院内学級を除く。